

刑を言い渡された者の移送及び刑の執行における協力に関する  
日本国とタイ王国との間の条約の説明書

外  
務  
省

目次

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
二	条約の主要な内容	一
三	条約の実施のための国内措置	一

## 一 概説

### 1 条約の成立経緯

我が国は、欧州評議会が作成した「刑を言い渡された者の移送に関する条約」に加入したことにより、同条約の締約国との間では一定の要件の下で外国人受刑者の母国への移送を実施することが可能となっているが、タイ側は同条約に加入しない方針をとっており、両国間で受刑者の移送を実施するため、我が国にとって初めての二国間の受刑者移送条約となるこの条約の作成・締結に向け、平成十九年（二千七年）十一月に交渉を開始した。交渉の結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成二十一年（二千九年）七月二十二日にプーケットにおいて、日本側中曾根外務大臣（当時）とタイ王国側カシット外務大臣との間でこの条約の署名が行われた。

### 2 条約締結の意義

この条約は、タイにおいて刑に服している邦人受刑者及び我が国において刑に服しているタイ人受刑者を母国に移送するための手続等について定めたものであり、我が国がこの条約を締結することは、これらの受刑者の更生及び社会復帰の促進に寄与することにつながるのと同時に、刑事分野における二国間協力の発展に貢献するとの観点からも有意義であると認められる。

## 二 条約の主要内容

この条約は、前文、本文十二箇条及び末文から成り、それらの主要内容は、次のとおりである。

- 1 「移送国」、「受入国」、「刑を言い渡された者」及び「刑」について定義を定める。（第一条）
- 2 移送国の領域に所在する刑を言い渡された者については、その言い渡された刑に服させるため、この条約に従い受入国の領域に移送することができるとの一般原則を定める。（第二条）
- 3 刑を言い渡された者については、当該者が受入国が定める受入国の国民であること、当該者が移送国の刑事施設において拘禁刑に服していること、移送国及び受入国が移送に同意していること、当該者が移送に同意していること等の条件がすべて満たされている場合に限り、この条約に基づいて移送することができることを定める。（第三条）
- 4 刑を言い渡された者についての移送の要請は、当該者がタイ王国の法令に基づき特定の犯罪について刑を言い渡されている場合、

判決が確定していない場合、当該者の移送がいずれかの締約国の主権等を害するおそれがある場合等には、この条約に基づいて拒否されることを定める。(第四条)

5 この条約の内容の通知及び刑を言い渡された者の関心の表明に係る通報、移送の要請及び決定の通報、情報等の提供、刑を言い渡された者の同意の確認並びに引渡し等移送に関する手続について定める。(第五条)

6 移送国は、その裁判所が言い渡した判決及び当該判決の変更又は取消しに関する手続について、また、特赦等を認めること等について専属的な管轄権を保持することを定める。(第六条)

7 移送後の刑の執行の継続は受入国の法令及び手続により規律されること、受入国は移送国において決定された刑の法的な性質及び期間に拘束されること、受入国はいかなる刑も移送国の裁判所が決定した刑期を超えるような方法で執行してはならないこと、受入国により執行されるべき刑は移送国の裁判所が決定した刑にできる限り合致させるものとする事等刑の執行に関する手続について定める。(第七条)

8 刑を言い渡された者の移送及び移送後の刑の執行に要する費用の負担等について定める。(第八条)

9 移送の要請及び締約国間で提供される情報又は文書に使用される言語について定める。(第九条)

10 この条約は、その効力が生ずる日前又は以後に言い渡された刑の執行について適用することを定める。(第十条)

11 両締約国は、いずれか一方の締約国の求めにより、この条約の解釈及び適用について協議することを定める。(第十一条)

12 この条約の批准、効力発生及び終了について定める。(第十二条)

### 三 条約の実施のための国内措置

1 この条約の実施のため、国際受刑者移送法の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この条約の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。